

議案第二十九号

三朝町上水道事業給水条例の一部改正について

次のとおり三朝町上水道事業給水条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十七年三月十一日

三朝町長 坂 出 雅 己

昭和四拾七年参月拾八日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎



三朝町条例第 号

三朝町上水道事業給水条例の一部を改正する条例

三朝町上水道事業給水条例（昭和四十五年三朝町条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

別表二 給水料金表中

メーター貸付料金	三〇円
	七〇
	八〇
	一〇〇
	一五〇
	五五〇
	六五〇
	七〇〇
	八五〇

を

メーター貸付料金	五〇円
	七五
	九〇
	一二〇
	一七〇
	六五〇
	七〇〇
	七五〇
	一〇〇〇

に改める

附 則

この条例は、昭和四十七年四月一日から施行する。